

(仮称) 文京区児童相談所設置に向けた文京区の取組について

本区においては、平成28年児童福祉法の改正により、特別区が児童相談所を設置することが可能となったことから、令和7年4月1日の開設を目指して、準備を進めております。

1 これまでの経緯

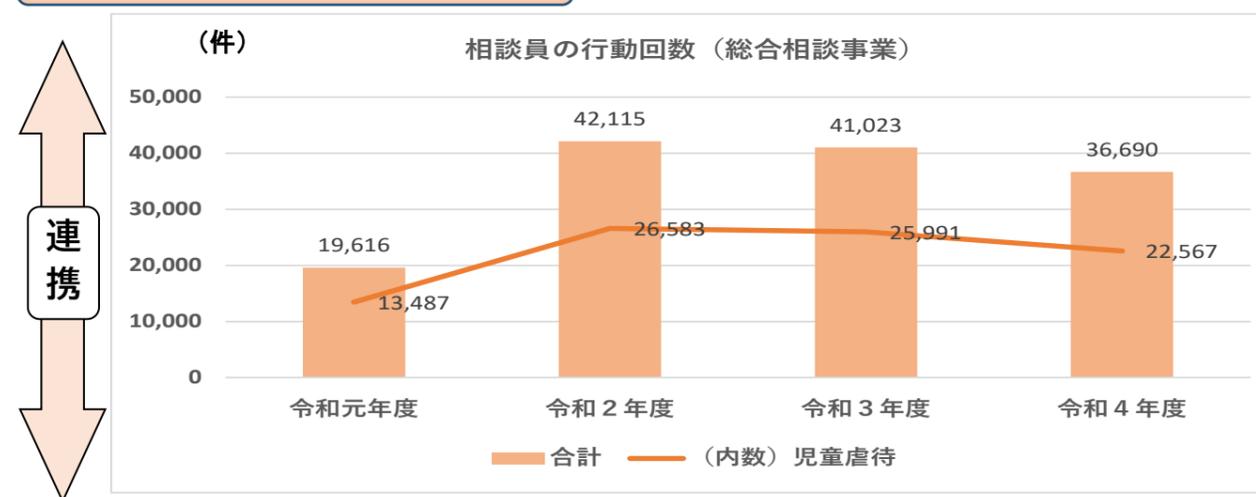
- ① 平成28年5月 児童福祉法改正
- ② 平成28年6月 区として児童相談所を開設する方針を決定
- ③ 平成28年11月 児童相談所設置表明（特別区長会が都に対し、練馬区を除く22区が、児童相談所設置に向けて計画をしていくことを表明。支援と協力を要請）
- ④ 平成31年3月 「(仮称) 文京区児童相談所基本計画」策定
- ⑤ 令和2年1月 開設時期を令和7年度（予定）へ変更
- ⑥ 令和3年1月 区児童相談所における子ども家庭支援センター機能と児童相談所機能の明確化
- ⑦ 令和4年1月 「(仮称) 文京区児童相談所運営計画【案】」策定
- ⑧ 令和4年11月 「(仮称) 文京区児童相談所運営計画（素案）」報告
- ⑨ 令和5年3月 「(仮称) 文京区児童相談所運営計画」策定
- ⑩ 令和6年3月 児童相談所設置市に係る国への政令指定要請

一時保護所の概要

- ◆施設 児童福祉法第33条の規定に基づき児童相談所長等が必要と認める場合に子どもを一時的に保護する施設
- ◆対象 虐待、虐待以外の養護の状況、非行などの理由により保護が必要な子ども（概ね2歳以上18歳未満）
- ◆機能 子どもの安全が確保できる機能を備え、アセスメントする。
- ◆一時保護所の入所期間 原則として2か月以内（児童福祉法第33条第3項）
- ★本区の一時保護所の定員 10名

3 現在の相談の状況と児童相談体制～文京区と東京都との二元体制

文京区子ども家庭支援センター



東京都児童相談所（児童相談センター）

相談内容別受理状況（単位 件数）

年度	養護【虐待】	養護【その他】	保健	障害	非行	育成	その他	合計	虐待相談件数【割合】
令和4年度	4,437	894	2	839	418	383	392	7,365	60%
令和3年度	4,306	834	3	796	388	281	424	7,032	61%
令和2年度	4,717	809	5	724	332	347	355	7,289	65%
令和元年度	3,738	671	5	790	379	233	386	6,202	60%

*「4152 電話相談（東京都福祉保健局が運営している電話相談室）」の件数を除く。東京都児童相談所『事業概要 2023年（令和5年）版』、『事業概要 2022年（令和4年）版』及び『事業概要 2021年（令和3年）版』並びに文京区『(仮称) 文京区児童相談所運営計画』参照

2 児童相談所とは

●設置の目的

家庭等からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境等の把握及び子どもや家庭に最も効果的な援助により子どもの福祉を図るとともにその権利を擁護します。

●設置主体

都道府県・指定都市及び児童相談所設置市（横須賀市、金沢市、明石市、奈良市、江戸川区、世田谷区、荒川区、港区、中野区、板橋区、豊島区）*全国232か所（令和5年4月1日現在。こども家庭庁HP「児童相談所一覧」参照）このほか、葛飾区（令和5年10月設置）、品川区（令和6年10月設置予定）

●役割

- ① 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じます。
- ② 市町村間の連絡調整、情報の提供等必要な援助を行います。

●職員

所長、児童福祉司、児童心理司、保健師、一時保護所職員、弁護士、医師等

●業務

- ① 市町村援助：市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整等必要な援助を行います。
- ② 相談：家庭等の養育環境、地域の状況、性格行動等について、専門的な角度からの調査や診断を踏まえ、子どもや家族に対する援助を行います。

<相談の種類> 養護相談、保健相談、障害相談、非行相談、育成相談、里親に関する相談

- ③ 一時保護：子どもの安全を迅速に確保し、子どもの状況、環境を把握するために行います。
- ④ 措置：在宅指導、児童福祉施設入所、里親委託等の措置を行います。

4 本区が目指す新しい児童相談体制①

区児童相談所設置に向けた考え方

- 基礎的自治体であるメリットを最大限に活かし、虐待の未然防止、虐待発生後の重篤化防止など、あらゆる施策を講じ、これまでの児童相談体制を更に強化します。

基本方針～子どもの最善の利益を守るために～

- 子どもと家庭を対象にあらゆる相談を守備範囲とする総合相談体制を目指します。
- 支援が必要な家庭を早期に発見する積極的な予防的支援を図ります。
- 福祉、保健、教育等の行政機能や関係機関と連携した切れ目のない一貫した相談・支援体制を構築します。

本区が目指す支援

- 母子保健から始まる切れ目のない支援
- 子どもや家庭を中心とした関係機関連携による支援
- 詳細な情報収集と適切な判断に基づく支援

実現の方策

- 子どもの意見を丁寧に聴取し、子どもの権利擁護の充実を図るための体制を構築します。
- 児童虐待の防止に関する対応を強化すると共に、権限を活用し、子どもの安心、安全な生活を守ります。
- 専門性を活かして、子どもと保護者を支援するプログラムを実施し、課題解決に向けて支援します。
- 子ども家庭支援センターと連携し、両機関が役割を果たしながら、きめ細かい支援を行います。
- 基礎自治体だからこそできる強みを活かし、本区内外の関係機関と連携し、迅速な対応を行います。

6 本区が目指す新しい児童相談体制②



- 設置場所 文京区小石川三丁目14番
- 敷地面積 1,266.55㎡
- 延床面積 2,300㎡程度
- 階数 地上3階・地下1階

エリア		諸室	
児童相談所	一般	エントランスホール、待合室、授乳室、トイレ（一般・バリアフリー）	
	管理	職員室、会議室、倉庫、警備員室、用務員室、機械設備員室、トイレ（職員）、更衣室、休憩室	
	専門	相談室、心理療法室、観察室	
一時保護所	管理	職員室、医務室、倉庫（保護児童所持品・備品・防災備蓄）、トイレ（職員）、面接室、多目的室	
	居住	幼児	居室、トイレ、浴室、脱衣、洗面
		学齢	（男女別）居室、トイレ、浴室、脱衣、洗面 （共用）食堂・ラウンジ（一体型）、静養室、トイレ（バリアフリー）
	その他	厨房、洗濯室、学習室、体育室、屋外多目的スペース	
その他設備		駐輪場、駐車場、災害時用設備（マンホールトイレ）	

※今後の状況に合わせて、変更等を行う場合があります。

7 今後の予定

年度	主な内容
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ○都からの引継ぎ ○建設工事完了（竣工） ○施設の利用開始 ○児童相談所設置市の政令指定に係る閣議決定 ○区児童相談所設置条例の議会提案
令和7年度	（仮称）文京区児童相談所開設（令和7年4月1日）

5 本区が目指す新しい児童相談体制②～組織体制（案）

同一の組織（部）



*組織や職員数等については、令和5年3月時点の計画内容です。